

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害)

小野市の地域に発生する災害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨及び台風による風水害等であるので、災害の種類としては、道路の冠水・決壊、河川・ため池の溢水・決壊及び一部山くずれ等を想定し、市内事業者の事業継続力強化支援事業計画を作成するものとする。

(土砂災害)

本市は、なだらかな丘陵地帯があり、その結果、急勾配のがけが各地にある。また、河川やため池を多く擁しているため、大規模な地震が起これば、がけ崩れや堤防及び堰堤の決壊などにより、人命、家屋等の被害が相当数発生する恐れがある。さらに、地震の前後に豪雨があれば、被害は相乗的に増大する。

そこで、これらの被害を最小限にとどめるため、災害予防対策を進めるものとする。小野市内の土砂災害警戒区域は43箇所、そのうち24箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。(小野市地域防災計画より)

(地震)

本市がある東播磨地区は、山崎断層帯を震源とする内陸型の地震が発生するとされており、その規模は最大でマグニチュード7.5、市内全域で6弱以上と想定されている。

今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震として、以下の地震があげられる。

1. 山崎断層帯地震

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山(なぎせん)断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分され、全体の長さは約80kmである。

兵庫県には、山崎断層帯主部が岡山県勝田郡勝田町(現・美作市)から兵庫県三木市に至り、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布し、南東部(三木断層、琵琶甲断層)と北西部(安富断層、暮坂峠断層、土万断層、大原断層)の2つに区分された左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東-西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層です。

小野市の南部には、山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が存在し、粟生町から榎山町の方向に西北西から東南東方向へ斜めに通っている。また、これらに平行した断層らしき地形が確認されている。

平成15年12月10日に公表された山崎断層帯の平均活動間隔は3000年前後とされ、今後30年間の発生確率は0.03から5パーセントとされており、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の発生前の確率にほぼ等しく、国の主な活断層の中で高いグループだといわれていたが、その後の調査により平均活動間隔は約3900年程度と絞り込まれたため、平成25年7月19日改定され、今後30年での発生確率は0.00から0.01パーセントとなり可能性の高いグループから外れた。

草谷断層の平均活動間隔は約6500年程度とされており、今後30年での発生確率は、ほぼ0.00パーセントとされている。

◇被害想定（最大）

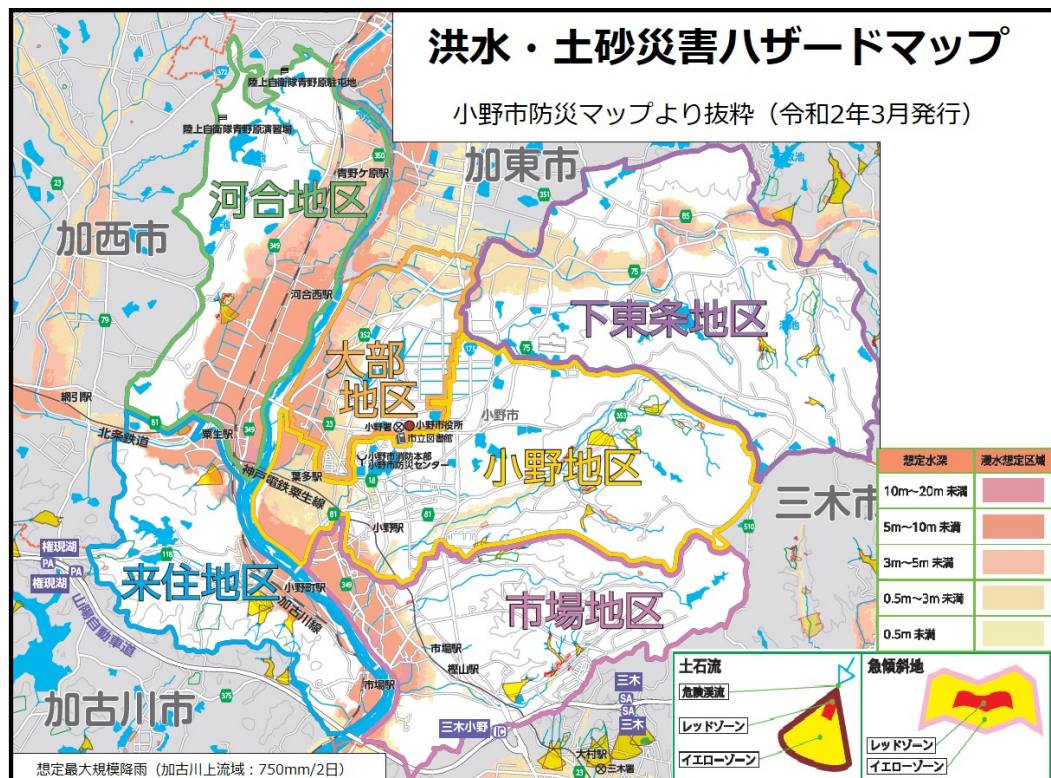
死者数 1,023人 負傷者数 448人 全壊建物数 17,013棟
 半壊建物数 7,033棟 避難者数 29,423人 失火棟数 10棟

2. 南海トラフ巨大地震

10年以内の発生確率は20%程度、30年以内70%程度、50年以内では90%と非常に高くなっている。発生すれば、全県・全国規模で甚大な被害が発生し、周辺都市からの応援が困難であることが予想される。

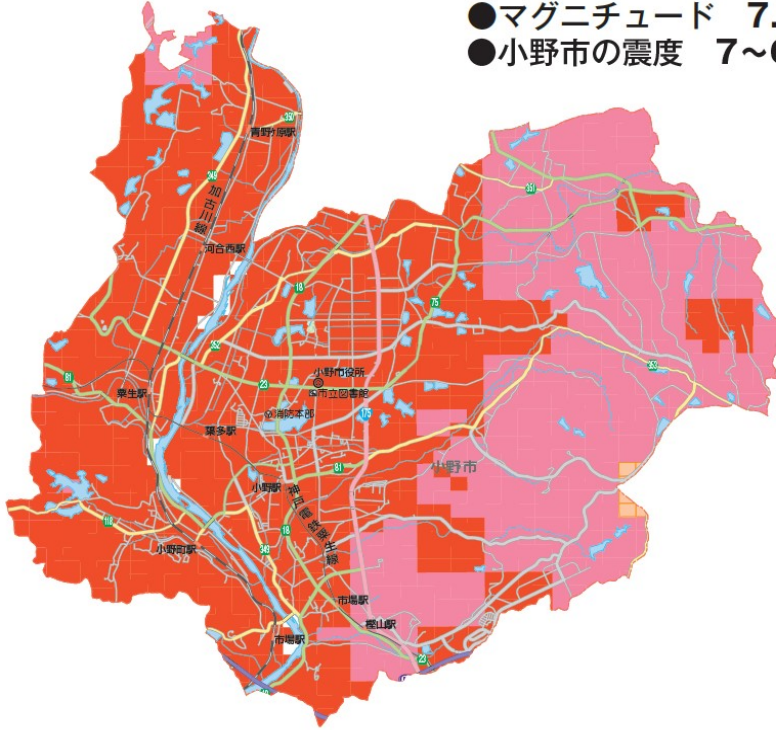
規模等	地震	山崎断層帯地震	南海トラフ巨大地震
想定規模		M 7.5 クラス	M 8.0～9.0 クラス
最大被害地域		地震ハザードマップのとおり	//
小野市における最大震度		震度 6 弱～7	震度 5 強～6 弱
今後 30 年以内の発生確率		0～0.01%	70%

(南海トラフ巨大地震については、兵庫県が平成 26 年 2 月に公表した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」による)



山崎断層帯地震 最大震度7 (主部南東部・草谷断層連動)

- マグニチュード 7.5
- 小野市の震度 7~6弱



震度7

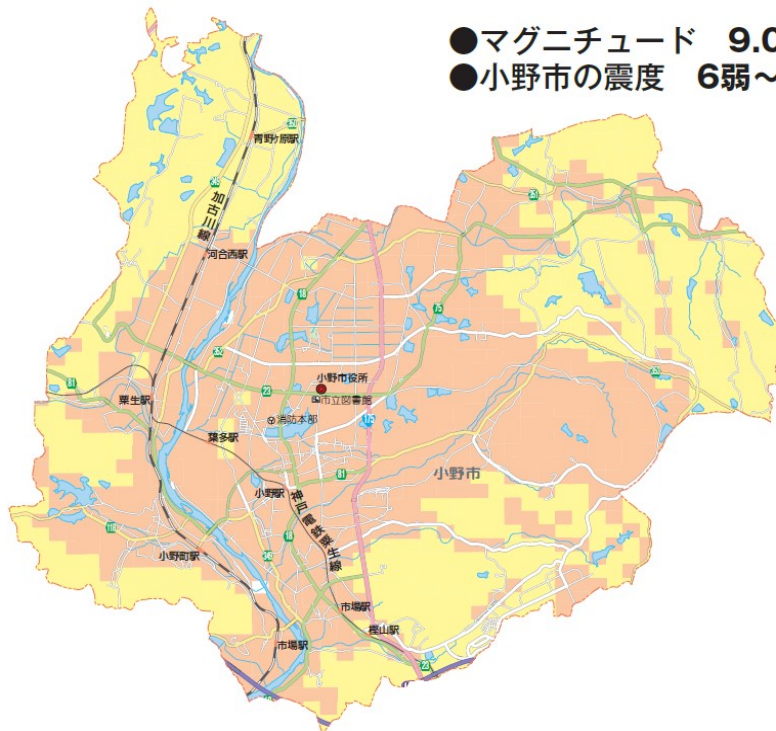
震度6強

震度6弱

震度5強

南海トラフ巨大地震 最大震度6弱

- マグニチュード 9.0~8.0クラス
- 小野市の震度 6弱~5強



(その他)

市内では、昭和 36 年、40 年、58 年に、1000 人以上が被災した風水害を経験している。中でも、昭和 40 年 9 月の台風 24 号では、24000 人余りが被災し 16 億円以上の被害があり、災害救助法が適用された。最近では、平成 16 年の台風 23 号による災害救助法の適用や、平成 25 年の水害では、大島橋及び粟田橋の橋脚が破壊され交通が遮断されたことがあった。

(感染症対策)

新型インフルエンザやSARSなどの感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。本年世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本においても全国的かつ急速に拡大し、緊急事態宣言の発令や県からの休業要請等が行われたことで、当市においても多くの事業者が多大な影響を受けた。今後においても、感染症の拡大は市民の生命や健康を脅かすとともに、事業者においても重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

平成 28 年度経済センサスによると、以下のとおりである。

商工業者等数	1,827社
小規模事業者数	1,444社

【内 訳】※商工業者・小規模事業者数は概算

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	製造業その他	428	407	市内に広く分散している
	商業(卸売・小売)	500	398	小野市の中心部に点在している
	サービス業	899	639	同上

(3) これまでの取組

1) 小野市の取組

・地域防災対策

1. 地域防災計画の作成
2. 防災に関する組織の整備
3. 本市内の公共的団体の育成指導
4. 防災意識の普及と訓練の実施
5. 自主防災組織の育成指導
6. 防災のための施設及び設備の整備点検
7. 災害に関する情報の収集伝達及び広報広聴の実施
8. 避難の勧告、指示
9. 消防、水防その他の応急措置
10. 応急の救援を要すると認められる者に対する救助及び応急救援措置
11. 緊急輸送の確保
12. 災害発生の防御及び拡大防止措置
13. 市職員災害予防及び災害応急対策に対する体制の確立

・感染拡大防止対策

1. 小野市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成
2. 救急活動等における感染防止対策
3. 保育所等における感染防止対策
4. 幼稚園における感染予防対策
5. 産後ケア施設における感染防止対策
6. 介護拠点施設の感染防止対策
7. 防災資機材整備事業
8. 健診等における感染防止対策
9. 体育施設における感染防止対策
10. おの新型コロナウイルス対策基金の設置
11. 放課後児童クラブにおける感染防止対策

2) 当所の取組

・事業者BCP策定セミナーの開催

会員事業所には開催案内を郵送のほか、ホームページや東京海上日動火災保険(株)の顧客に開催を告知し、セミナーへの参加を促す。

事業者向けBCP策定セミナーを開催

開催日	タイトル	講師	参加人数
令和元年 8月 29日	BCP(事業継続計画)策定に向けて	東京海上日動火災保険(株) 神戸中央支店 西脇支社	19名
令和元年 11月 13日	BCP(事業継続計画)ワークショップ	東京海上日動火災保険(株) 神戸中央支店 西脇支社 ファシリテーター 西脇支社	8名
令和2年 11月 13日	BCP(事業継続計画)策定の重要性について	東京海上日動火災保険(株) 神戸中央支店 西脇支社	12名

・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等を備蓄予定)

当所敷地内に備蓄倉庫を設置し、防災備品を備蓄する予定。

II 課題

事業者向けBCP対策に関する取り組みはセミナー開催などの啓蒙活動のみで、具体的な策定支援は十分でない。さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を経験した職員も半数以下となっていることから、災害に対するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅲ 目標

○実施目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			B C P	事業継続力強化計画
1 8 2 7 社	1 4 4 4 社	R 3	5 件	3 件
		R 4	8 件	5 件
		R 5	8 件	5 件
		R 6	8 件	7 件
		R 7	8 件	7 件

事業年度	セミナー開催回数	専門家派遣件数（社数）
R 3	1 回	2 件
R 4	1 回	2 件
R 5	1 回	2 件
R 6	1 回	2 件
R 7	1 回	2 件

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

小野市が災害対策基本法に基づき作成する地震対策計画、風水害等対策計画と本計画に基づき、今後発生が予想されるあらゆる自然災害や事故、新型コロナウイルス感染症の拡大対策を含め、日々様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

四半期ごとに約200事業所を対象に景気動向調査を実施している。令和3年度から同調査項目にBCP計画の策定状況調査を加えて実施することで、管内の事業者の同計画の策定状況を把握する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 会員事業所に限らず、巡回経営指導時に、兵庫県が指定した想定し得る最大規模の大雨（想定最大規模降雨：いわゆる1000年超に1度の降雨）による河川氾濫時の浸水範囲と深さを表示したハザードマップ等を用いながら、河川氾濫時の浸水の深さが5.0m以上の地域は重点的に巡回を実施する。
- ・ 5m未満の区域事業所立地場所の自然災害等のリスク及び災害時に備えた資金保有など、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会議所の会報誌、ホームページ及びメールマガジン等を活用して、国や県の施策の紹介や、損害保険の概要、事業者にはBCP作成の必要性を周知する。（年2回程度）
- ・ 事業継続に関する専門家を招き、年1回以上の普及啓発セミナーを開催する。併せて、ハザードマップの再確認を行い、行政の施策（企業BCP策定支援事業補助金等）の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 小野商工会議所の事業継続力強化計画

- ・ 当所は、令和3年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 大規模災害の発生に備え、北播磨地域の商工会議所・商工会が連携し相互応援体制を敷く。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 事業所調査アンケートを実施（2年に1回）し、BCP・事業継続力強化計画策定の進捗状況の確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード6以上の地震）が発生したと仮定し、小野市（産業創造課）との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当所職員の安否確認

発災後なるべく速やかに当所職員の安否確認を行う。平日昼間の場合は商工会議所へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合は LINE グループ等のほか SNS 等繋がるものを利用する。

その際の報告事項は下記とする。

- ①本人ならびに家族の安否 ②業務従事の可否 ③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況
- ④事務局長は必要に応じて、安否情報を小野市・北播磨県民局及び兵庫県商工会議所連合会へ報告する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と小野市（産業創造課）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合や、夜間休日中の発災時の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認し、速やかに職員間で情報共有する。

【被害状況の表現】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度（200社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内1%程度（20社程度）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度（20社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内0.1%程度（2社以上）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日間	1日に2回共有する
4日後～1週間後	1日に1回共有する
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

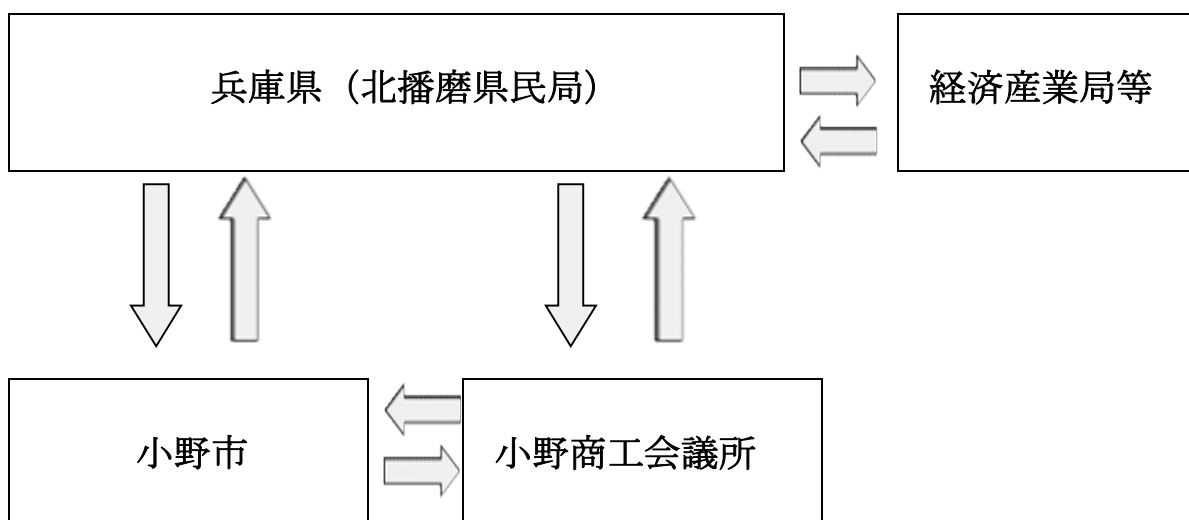
3) 市内事業所の被害状況確認

1. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。職員自身の目視で命の危険を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報等の解除後に出勤する。

2. 小野市産業創造課へ電話または直接出向き、市内の大まかな被害状況を確認する。
3. 被害が出ている地域の事業所を訪問し、被害状況を確認する。
4. 被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNSなどで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 普段から自然災害等発生の発生に備え、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための仕組みを構築する。
- ・ 小野商工会議所と小野市は、被害状況の確認や被害額（建物、設備、商品など）について、情報収集を行う。集めた情報は兵庫県北播磨県民局を加えた三者で共有する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、兵庫県商工会連合会と連携しながら小野市（災害対策本部）と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、小野市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

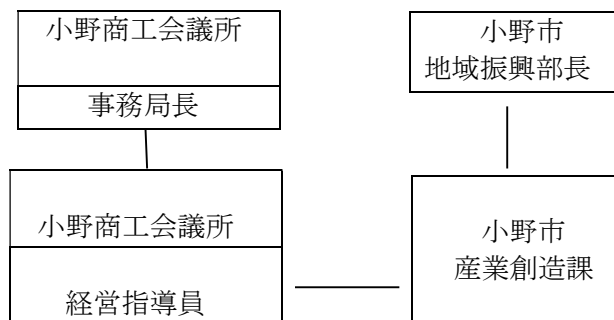
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年10月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 草柳 誠 (連絡先は後述(3)①)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 小野商工会議所、関係市連絡先

①小野商工会議所

〒675-1395 兵庫県小野市王子町800-1

TEL 0794-63-1161 E-mail:info@onocci.or.jp

②小野市

〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地

TEL 0794-63-1000 0794-63-2614 (産業創造課)

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
小野市商工業振興事業補助金、兵庫県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

